

○市民から提出された意見への対応方針

意見 番号	意見の要旨	意見への対応方針
1	<p>○急傾斜地崩壊危険区域等における災害防止のための伐採について規定されていない。</p> <p>○危険木の伐採を森林所有者に求めるとともに、行政代執行も可能とするような条例を制定することも必要である。</p> <p>○日照権障害となる樹木(ヤマザクラ)の伐採についても、樹種として規定する必要がある。</p>	<p>本計画は、森林法に基づき、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることを目的に策定するものであり、ご意見の件につきましては、本計画に定めるものではありません。</p> <p>なお、ご意見の内容につきましては、関係課に報告いたします。</p>

以上